

営繕工事請負契約における設計変更等ガイドライン

令和6年4月

館山市

目 次

第1章 設計変更ガイドライン策定の目的	1
1-1 ガイドラインの目的	1
1-1-1 発注者の留意事項	1
1-1-2 受注者の留意事項	2
第2章 設計変更	3
2-1 設計変更の基本事項	3
2-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	9
2-2-1 設計図書が互いに一致しない場合（契約書第18条第1項第1号）	9
2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）	10
2-2-3 設計図書の表示が明確ではない場合（契約書第18条第1項第3号）	11
2-2-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第1項第4号）	11
2-2-5 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第18条第1項第5号）	11
2-2-6 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合 （契約書第18条第1項第1号から第5号及び公共建築工事標準仕様書1-1-8）	12
2-2-7 設計変更に関わる資料の作成	14
2-2-8 発注者が必要と認め変更する場合（契約書第19条）	16
2-2-9 受注者からの請求により工期を延長する場合（契約書第22条）	17
2-2-10 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約書第23条）	18
2-3 指定と任意の正しい運用	19
第3章 施工条件明示	21
3-1 設計図書への施工条件明示	21
別添	23
工事打合せ簿の記載例	23
違算防止のための留意事項	26
参考資料	28
設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類）	
設計変更に伴う契約変更の取扱いについて	29
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について	33
「条件明示について」	34

第1章 設計変更ガイドライン策定の目的

1-1 ガイドラインの目的

公共建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、施設目的、土地利用等）の下で完成させるという特殊性を有しており、工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合がある。

本ガイドラインは、建設工事請負契約書等を踏まえ、設計変更を行う際に、発注者、受注者双方の契約における責任の所在の明確化、契約内容の透明性の向上を図り、もって手続きの円滑化、適正化を図ることを目的としている。

1-1-1 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工に係る制約事項については、**設計図書に必要な施工条件を明示する。**
(「施工条件明示について」(平成14年5月30日付け国営計第24号))
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、**直ちに調査を行い**、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。(契約書第18条第2項及び第3項)
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに**書面（工事打合せ簿）による指示・協議等**を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を確認し、設計変更の「協議」にあたる。
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等は書面（工事打合せ簿）により行う。**(契約書第1条第5項)
なお、「変更内容が重要なもの、請負代金の変更、工期の変更」に係るものは、**総括監督員の決裁を得て**必要な指示等を行う。
- 同一工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行う際には、**関連するその他工事の設計変更についても検討する。**
- 設計変更後の契約金額や工期は**受注者との協議**のうえ決定する。
(契約書第24条、第25条)

※ 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

1-1-2 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

- 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。

（公共建築工事標準仕様書 1-1-8、契約書第 18 条第 1 項）

※ 協議内容によっては、各種検討・関係機関調整等が必要となり、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行う。

- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、**発注者と協議**を行い、**発注者の工事打合せ簿による指示に従い施工**する。（独自の判断で施工しない）

- **受注者自らの提案・変更の場合は設計変更の対象とならない。**

ただし、現場において、施工上の条件が変わった場合は協議により設計変更の対象となる。

- 公共建築工事では、**数量内訳書は参考として公開しており、設計図書には含まれないため、設計図書と数量内訳書の相違は設計変更の対象とならない。**

入札前の見積時に入念な照査を行い、疑義がある場合は質問回答書等（質疑応答書等）により早期の解決に努める。

※ 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を**書面に残す**ことをいう。

（公共建築工事標準仕様書より）

第2章 設計変更

2-1 設計変更の基本事項

(1) 定義

- 「設計変更（設計図書の変更）」とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。
- 「契約変更」とは、設計変更に伴う請負代金の変更又は工期の変更の決定に基づき、契約の変更を行うことをいう。
(例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もある。)

契約図書：「契約書」、「設計図書」

設計図書：「図面」、「仕様書（公共建築工事標準仕様書・特記仕様書）」、「現場説明書（現場説明事項・施工条件の明示）」、「現場説明書に対する質問回答書（質疑応答書）」

※ 数量内訳書は設計図書に含まれない。

(2) 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている。

(「設計変更に伴う契約変更の取扱について」(昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2))

- 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
(注) 工事量の設計表示単位は、建築数量積算基準に基づき工事の内容、規模に応じて適正に定めるものとする。
(建築数量積算基準・同解説 参照)
- 一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。
- 変更見込金額が請負代金額の **30%を超える工事**は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、**原則として別途契約**とする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。

※ 「変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事」について

変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別契約とするが、契約書第 27 条（臨機の措置）に係る施工、緊急工事については別途考慮する。

※ 「軽微な設計変更に伴うもの」とは、次に掲げるもの以外をいう。

- ① 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。
- ② 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20%を超えるもの。

昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の 9 参照

注) 本書は、契約の一事項として扱うこととし、仕様書へその旨を記載する。
営繕工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて
変更基準の明確化、設計変更の運用徹底を図るため仕様書に明記すること。

【記載例】仕様書

第〇〇条

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第 1 章 1—1—8 から 1—1—10 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「営繕工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン 令和 6 年 4 月」（館山市）によるところとする。

(3) 設計変更を行う場合

館山市の建設工事請負契約書（以下「契約書」という。では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表 1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根拠
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が互いに一致しない場合 (2-2-1)	契約書第 18 条 第 1 項第 1 号
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (2-2-2)	契約書第 18 条 第 1 項第 2 号
3 設計図書の表示が明確でない場合 (2-2-3)	契約書第 18 条 第 1 項第 3 号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (2-2-4)	契約書第 18 条 第 1 項第 4 号
5 設計書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合 (2-2-5)	契約書第 18 条 第 1 項第 5 号
6 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (2-2-6)	契約書第 18 条
7 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変更する場合 (2-2-8)	契約書第 19 条
8 受注者からの請求により工期を延長する場合 (2-2-9)	契約書第 22 条

上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（契約書第 15 条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第 17 条）、発注者の請求による工期短縮（契約書第 23 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

(4) 設計変更が不可能なケース

発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、**正規の手続きを経ている**場合は、**設計変更はできない**。

ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）による対応、緊急工事の場合はこの限りではない。

<設計変更が不可能な具体的事例>

- 設計図書に条件の明示がない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- 「承諾」で**施工**した場合
- 工事請負契約書・公共建築工事標準仕様書に定められている**所定の手続きを経**ていない場合
(契約書第 19 条から第 25 条、公共建築工事標準仕様書 1-1-8 から 1-1-10)
- 正式な書面（工事打合せ簿）によらない事項**（口頭のみ**の指示・協議等**）の場合

【留意事項】

1. 施工条件の変更がないものは対象外

工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、本来受注者が自由に施工することができるもので、通常設計変更の対象とはならない。ただし、現場において施工上の条件（地質条件等）が変わった場合は、設計変更の対象となる。

発注者は、設計図書作成時にできるだけ明確に条件明示を行い、設計変更に対応できるようにすることが必要。

2. 受注者の都合（責）によるものは対象外

受注者の取引の都合で、設計より高い仕様の製品を現場で利用する場合や、自社機械の利用などで設計と異なる規格の機械で施工する場合など、受注者の都合によるものは設計変更の対象とならない。

3. 総合評価方式の技術提案等は対象外

総合評価方式における技術提案は、落札者の決定要素として重要なものであることから、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、**工事施工途中の条件変更等**によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとする。

(5) 設計変更が可能なケース

発注者（監督職員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、設計変更できる。

<設計変更が可能な具体的事例>

- 仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水等が確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）
- 当初発注時点で想定している着工時期に、受注者の責によらず工事着手が出来ない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
- 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合。

【留意事項】

◆ 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条に基づき書面（工事打合せ簿）で行う。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。（軽微な変更は除く。）
4. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず工事打合せ簿により指示を行う。
受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。
5. 工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。

ただし、以下の事項を条件とする。

- ① 記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。
また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。
- ② 概算金額については、契約金額ベースで記載する。
ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にする。
- ③ 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。
ただし、大規模事業等で十万円単位での算出が困難な場合は積算可能な範囲において概算額を記載する。

※ 工事打合せ簿への記載方法について、別添「工事打合せ簿記載例」を参考とする。

協議：監督職員と受注者が結論を得るために対等な立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。

承諾：受注者が書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。

《受注者自らの都合により施工方法等について、監督職員に同意を得たもの

⇒ 設計変更不可 》

指示：監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し実施させることをいう。

《協議により、監督職員が受注者に対し書面により指示したもの

⇒ 設計変更可能 》

※ 契約書第 27 条（臨機の措置）については別途考慮する。

2-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

工事を実施していく中で、2-1(3)の表1に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。

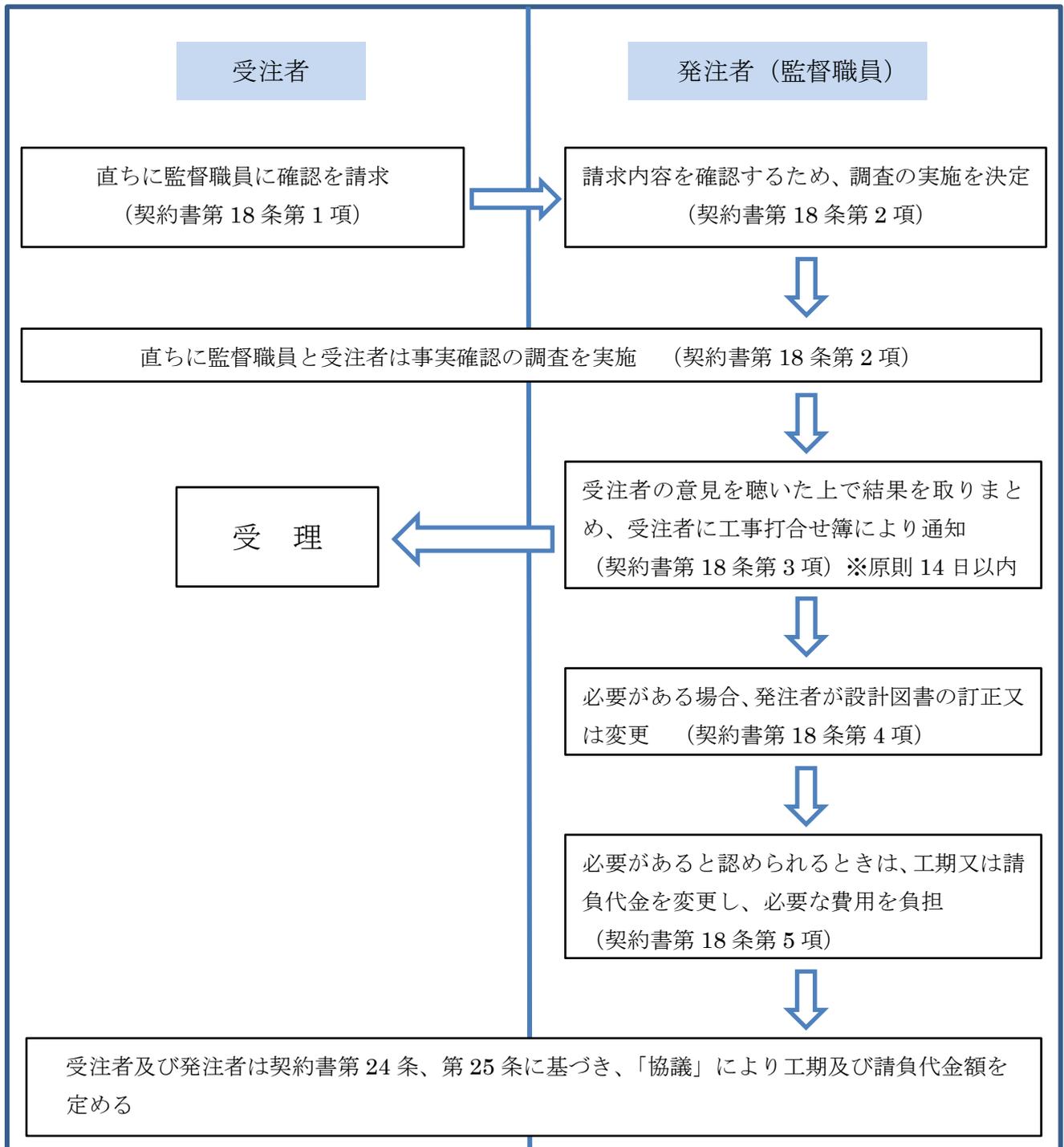
このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに伴って工期、請負代金額を変更することになる。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。(図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き)

2-2-1 設計図書が互いに一致しない場合 (契約書第18条第1項第1号)

図1

(2-2-1から2-2-5共通)



(1) 具体的な事例

- 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない
- 天伏図と詳細図の寸法が一致していない
- 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない

※ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の優先順位が定められている場合を除く。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1のとおり。

2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）

(1) 具体的な事例

① 設計図書に誤謬がある場合

- 図面に記載された寸法が間違っている
- 図面により同一部分の構成、構造が異なっている
- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない
- 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに違う
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない

② 設計図書に脱漏がある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない
- 使用する材料の仕様が明示されていない
- 図面に示されている器具が設計図書に示されていない

(2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1 (2) 図1と同様。

2-2-3 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項第3号）

（1）具体的な事例

- 図面の記載内容が読み取れない
- 使用する材料の仕様（種類、強度等）が明確でない
- 関連工事（契約書第2条）の内容が明確でない

（2）設計変更を行うまでの手続き

2-2-1（2）図1と同様。

2-2-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第1項第4号）

（1）具体的な事例

- 設計図書に明示された劣化の程度と劣化の範囲が実際の工事現場と一致しない
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない
- 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した
- 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した
- その他、新たな制約等が発生した場合

（2）設計変更を行うまでの手続き

2-2-1（2）図1と同様。

2-2-5 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第18条第1項第5号）

（1）具体的な事例

- 施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった
- 配管敷設のため掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要となった
- 基礎工事のため掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった
- 当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された

（2）設計変更を行うまでの手続き

2-2-1（2）図1と同様。

2-2-6 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合
(契約書第18条第1項第1号から第5号
及び公共建築工事標準仕様書1-1-8)

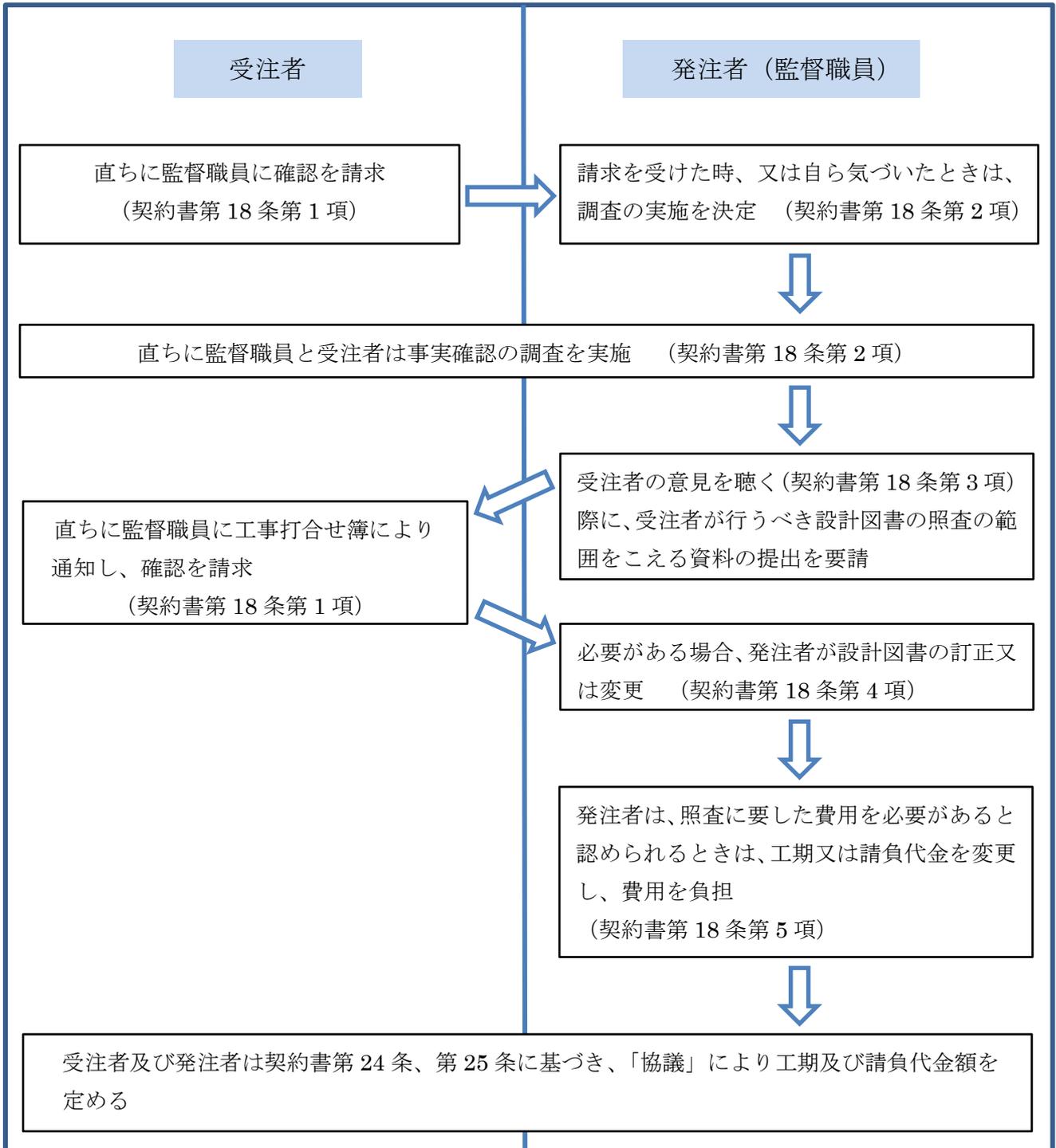
(1) 具体的な事例 <受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例>

- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し
- 設計のための地質調査が必要な場合（品質管理のための調査は含まない）
- 改修工事において、既存部分が設計図書と異なることにより、新たに図面作成が必要となるもの
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
- 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図等の再作成が必要となるもの（ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる）
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- 構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計

※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図2 設計図書の照査の範囲をこえる指示をした場合の手続き (2-2-6)



2-2-7 設計変更に関わる資料の作成

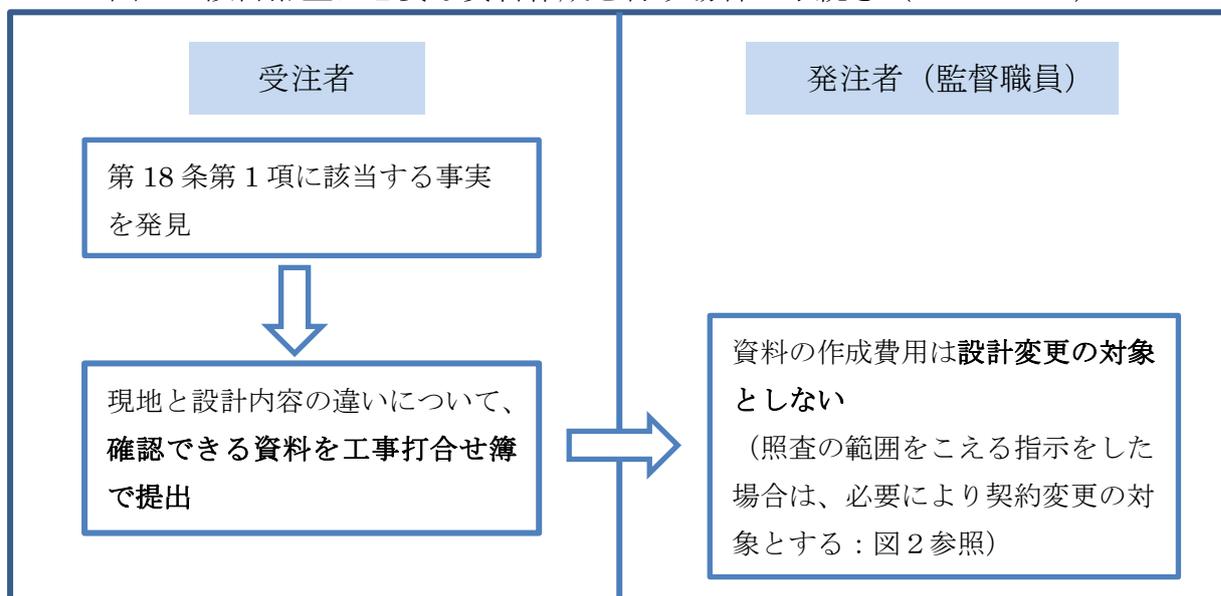
設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応法

1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。ただし、照査の範囲をこえる指示をした場合は、必要により契約変更の対象とする。

図 3 設計照査に必要な資料作成を行う場合の手続き (2-2-7)

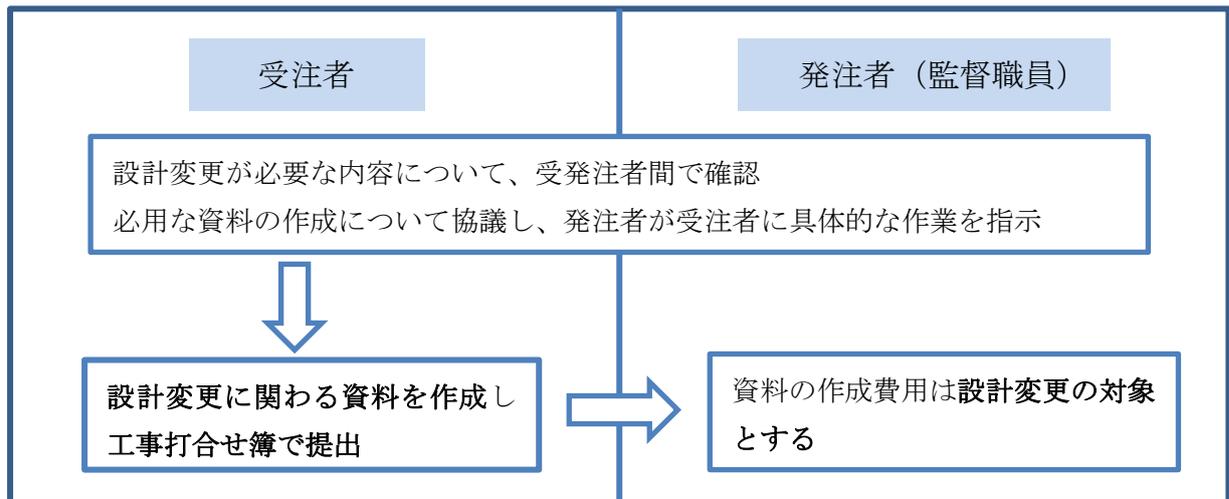


2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用については、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図 4 設計変更に必要な資料作成を行う場合の手続き (2-2-7)



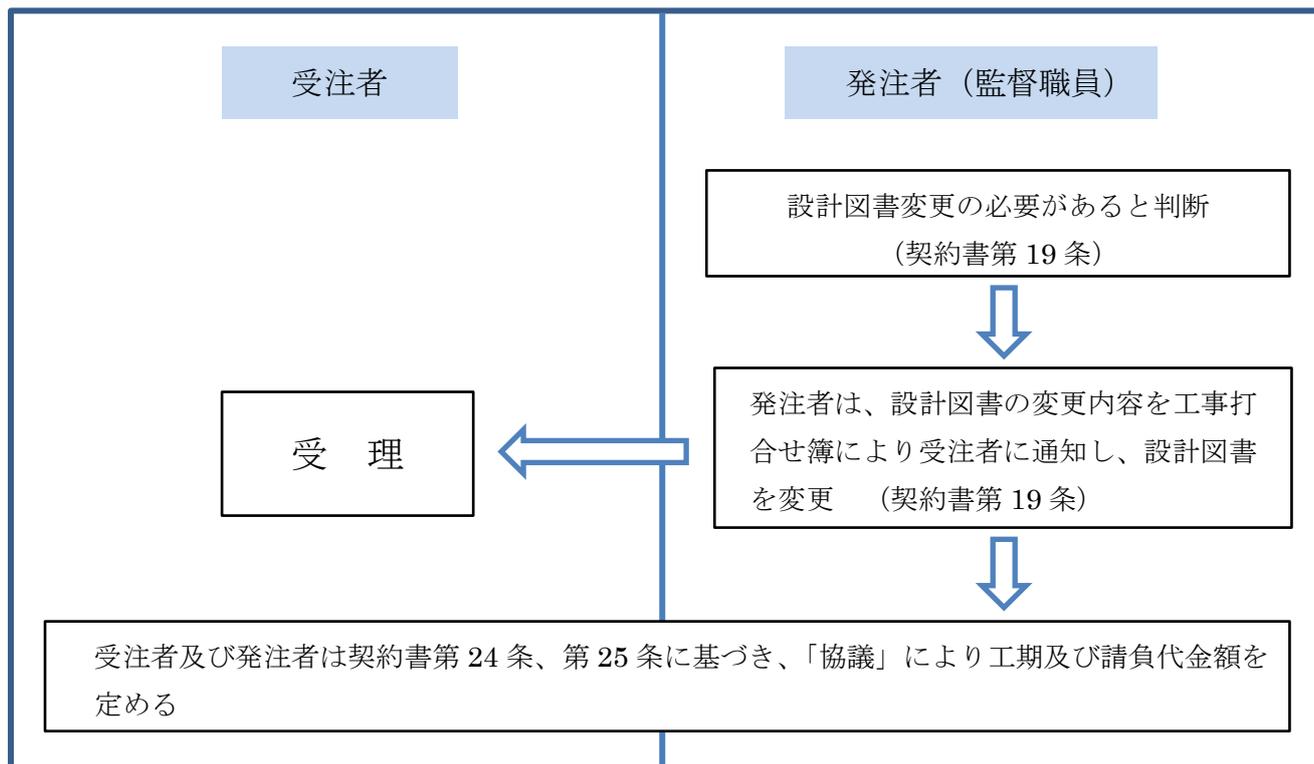
2-2-8 発注者が必要と認め変更する場合（契約書第19条）

（1）具体的な事例 《安全性、緊急性、用地関係等、事由を明確化する必要がある》

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する
- 地元調整の結果、施工時間、施工期間を変更する
- 関係機関等との調整により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う必要が生じた
- 発注者の要望等により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する
- 施設管理者、電気・ガス等の事業者、警察・消防署等との協議により、施工内容の変更、工種の追加をする
- 使用材料を変更する
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- 施設の維持管理又は利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

（2）設計変更を行うまでの手続き

図5 発注者が必要と認め変更する場合の手続き（2-2-8）



2-2-9 受注者からの請求により工期を延長する場合（契約書第22条）

天候の不良や関連工事の調整への協力など、受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができない場合は、受注者は、その理由を示した書面（工事打合せ簿）により発注者に工期延長を請求することができる。

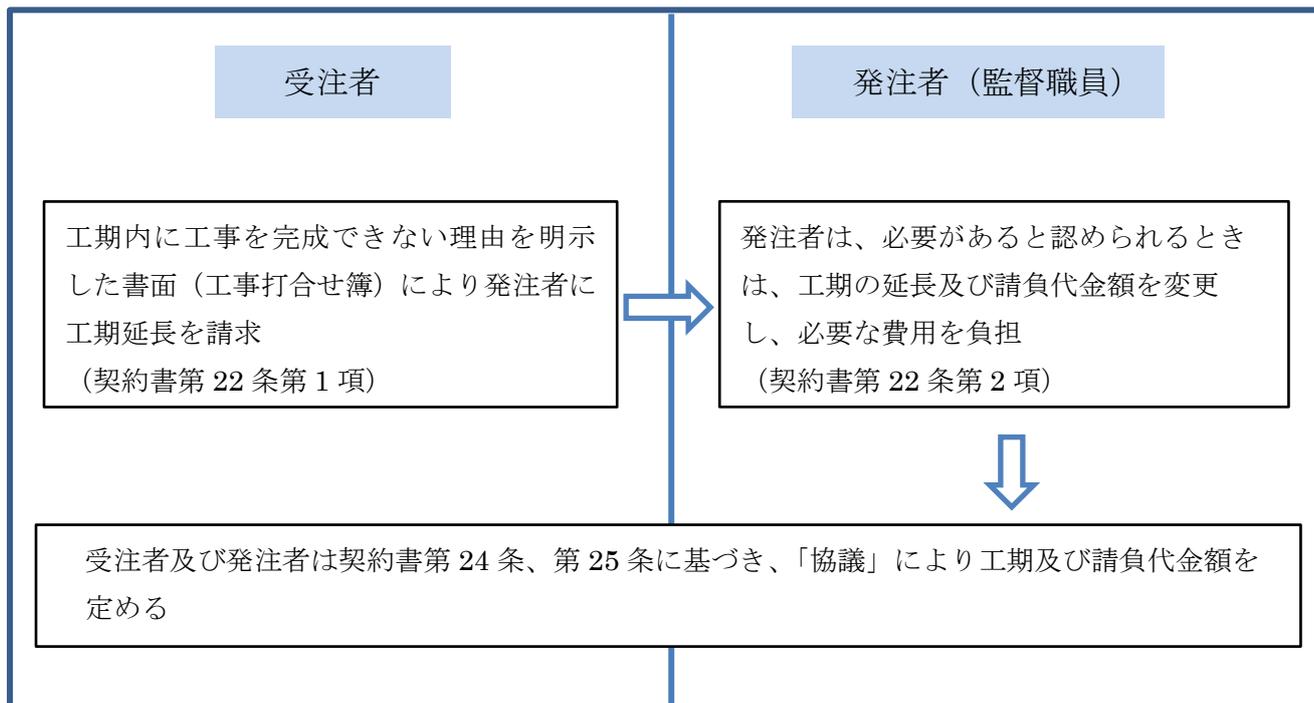
発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期の延長を行う。また、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行う。

（1）具体的な事例

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰することができない理由により工期の延長が生じた場合

（2）設計変更を行うまでの手続き

図6 受注者からの請求により工期を延長する場合の手続き（2-2-9）



2-2-10 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約書第23条）

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請求することができる。

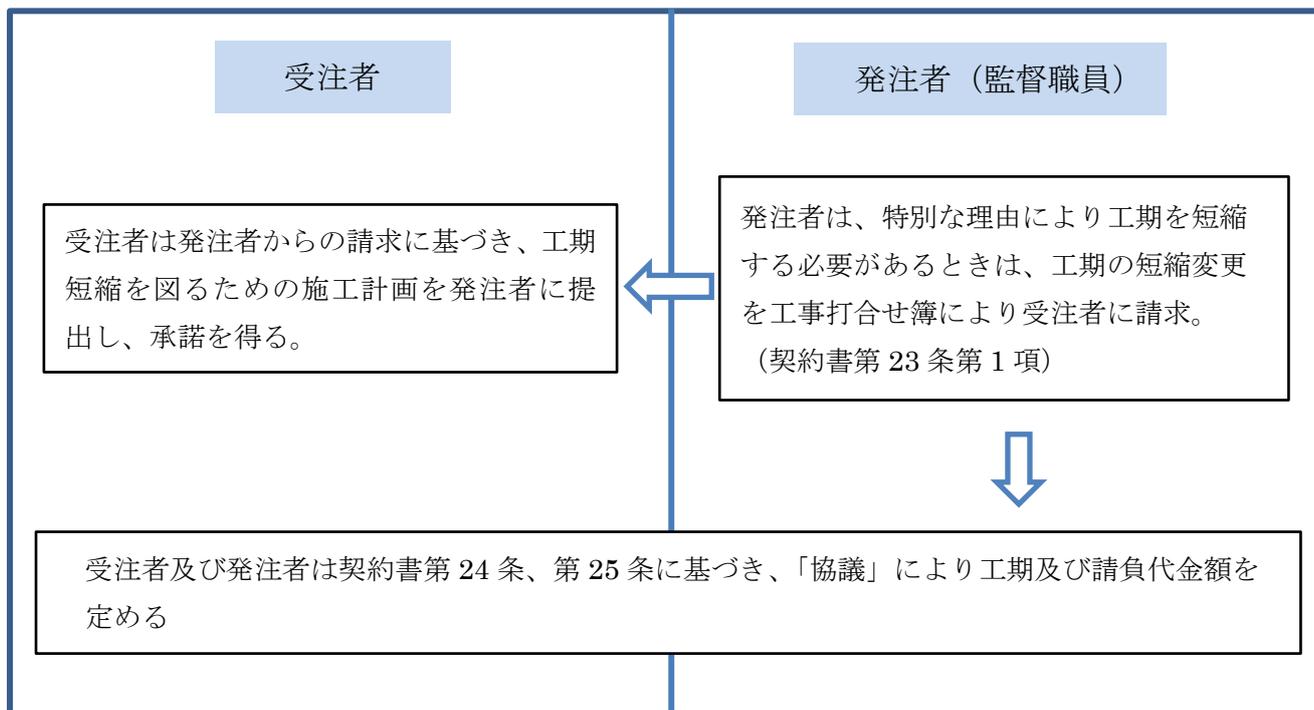
また、発注者は、短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合等で、必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければならない。

(1) 具体的な事例

- 工事一時中止に伴い工期延長が予想されるが、通常必要とされる工期に満たない工期への短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図7 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き（2-2-10）



2-3 指定と任意の正しい運用

- 指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならない。
- 任意とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができることをいう。

任意の運用

指定と任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、仮設、施工方法等の一切の手段の選択は、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任で行う。
- 任意については、仮設、施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ただし、任意であっても、当初設計時の想定と現場条件が異なる場合は、設計変更の対象となる。

■自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

↓
指 定

↓
任 意

※ 発注にあたっては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

仮設、施工方法等は受注者の責任において定めるものであるため、

- ① 特別な施工条件の制約等がある場合は、仕様書・現場説明書（施工条件の明示）等に条件明示すること。
- ② 仮設図等で任意施工に係るものについては、図面に「参考（参考図）」の明示をすること。

表2 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について指定しない (契約条件ではなく、積算に使用した標準的工法等を参考図として示したもので、受注者を拘束するものではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	変更にあたって発注者の指示は必要なし (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等に変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

<任意における対応の不適切な事例>

【発注者の場合】

- 工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- 標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

【受注者の場合】

- 任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係わらず、結果的に費用が増加したことにより契約金額の増額を要求。
(設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は除く)

第3章 施工条件明示

3-1 設計図書への施工条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

施工条件の明示項目及び明示事項（例）

別紙明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工程等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立なものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 7. 指定部分がある場合は、指定部分の内容、範囲、施工方法及び工期 8. 施設を使用しながらの工事において、仮設撤去時期、騒音振動が発生する工事期間等を指定する場合は、指定部分の時期、内容、範囲、施工方法等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として、施工者に官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合又は電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入・搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入・搬出経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入・搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 (3) 一般道路又は敷地内通路において、通行車両の重量、サイズに制限がある場合は、その内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 4. 敷地内で重機の設置等に支障がある場合は、その内容、場所、高さ
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品目、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品目、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う場合は、その箇所及び使用時期 8. 一部竣工を行う場合は、その箇所及び時期

工事打合せ簿記載例

【建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン】

第2章 設計変更

2-1 設計変更の基本事項

(5) 設計変更が可能なケース<設計変更が可能な具体的な事例>

【留意事項】

◆ 設計変更・先行指示・協議による指示にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

5. 工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。

ただし、以下の事項を条件とする。

- ① 記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。
また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。
- ② 概算金額については、契約金額ベースで記載する。
ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。
- ③ 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。
ただし、大規模事業等で十万円単位での算出が困難な場合は積算可能な範囲において概算額を記載する。

上記に伴う工事打合せ簿の一般的な記載内容については、次項を参考とする。

違算防止のための留意事項

組織としてのチェック機能の欠如が違算を産む原因となっているため、チェック体制を整え、継続的に違算防止に取り組む必要がある。

～積算チェックの心構え～

◆積算システムは、入力ミスをしていてもデータは出てくる

(入力後に必ず確認が必要)

- 単価や数量の入力ミスがあってもデータは出てくる。
- 決裁前にもう一度入力チェックを。

◆ 入力単位は積算基準のとおり

(間違いやすい事例を紹介)

- 単位の取り違いによるもの
 - ・ 土工事はm³単位。施工面積m²単位ではない。ただし、床付は、施工面積m²単位。
 - ・ 砂利地形(砕石)はm³単位。施工面積m²単位ではない。
 - ・ 鉄筋はt単位。kg単位ではない。
 - ・ コンクリートはm³単位。施工面積m²単位ではない。
 - ・ 左官工事の排水溝モルタルや笠木モルタルはm単位。m²単位ではない。
 - ・ 塗装工事の細物塗装はm単位。m²単位ではない。
 - ・ 内外装工事の床畳敷きは枚単位。m²単位ではない。
- 基準書の適用の取り違いによるもの
 - ・ 新営単価と執務並行単価の単価採用に注意。
 - ⇒新築工事の場合は、新営単価を採用する。
 - ⇒施設を運営しながらの改修工事の場合は、執務並行工事単価する。
 - ⇒改修工事であっても、休館により工事を行う場合は、新営単価の改修工事単価を採用する。

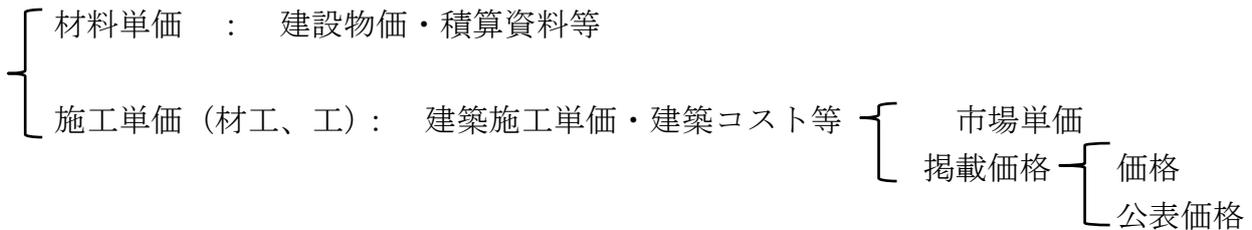
新築工事及び全館無人改修の場合は、基準単価(新営単価)を採用する。
 執務並行改修(建物に執務者がいる状態で行う改修(施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含む))の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として執務並行単価を採用する。

「公共建築工事積算基準等資料 平成30年版(国土交通省官庁営繕部) P22」より

- ・ 複合単価の作成時の「その他率」の設定に注意。
 - ⇒「下限値～中間値～上限値」の設定が適正かに注意。
- (その他の率は、中間値を標準とする。県単価の資料の中に、採用した「その他」率が記載されているので参考とする。)

- ・ 刊行物による価格（市場単価を含む）を採用する場合、材工単価であるかに注意。
⇒材料単価のみを計上していないか注意。
⇒施工手間の二重計上に注意。
- ・ 刊行物による価格を採用する場合、「公表価格」の査定に注意。
⇒実勢率の考慮が適正か注意。

刊行物による価格



○ その他間違えやすいもの

- ・ 単純な入力ミスがないように。
⇒そのままの金額で計算されてしまう。
- ・ 積算過程で入力したダミー単価を正式な単価へ修正入力し忘れないように。
- ・ 材料単価の設定根拠を確認しているか。
- ・ 現場代理人と十分連絡を取り、出来高と設計数量が異ならないように。
- ・ 現場工事を伴わない二次製品だけの工事発注はできない。

◆ 各段階でのチェック

- 経験年数等に応じて、課内でフォローアップ
(積算担当者同士で質問・確認を)
- 自分自身で積算チェックは行っていたが、思いこみからミスを見抜けなかった事例もある。
⇒複数の目（積算担当者同士または上司）でチェックする組織体制が必要。
- 積算担当者同士と情報・意見交換して、いろいろな角度で見てみる。
- 常識的な単価かどうか、マクロ的にチェックする。
⇒原単価表などを参考にチェックする。
- 同じ内容の設計書を作るときは、最初の設計書は特に注意。
⇒最初が間違えると、続く多くの設計書も間違える可能性が高い。
⇒同じ内容の工事設計書でも、違う角度からチェックして利用する。
- 単位当たりの金額が小さくても、数量の大きいものは特に注意。
⇒金額に大きく影響する。

参 考 資 料

設計変更に関する通達・通知等

(国からの通達・通知類)

- ◆ 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」
(昭和 44 年 5 月 7 日 建関契第 289 号)

- ◆ 「「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」
(平成 10 年 6 月 30 日 建設省厚契発第 30 号・建設省技調発第 145 号)

- ◆ 「条件明示について」
(平成 14 年 5 月 30 日 国営計第 24 号)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて(通知)

昭和44年5月7日 建 関 契 第289号

局長から各部課（室）長、各事務所長あて

標記について、建設大臣官房長から別紙写しのとおり通知があったので、今後これに準拠して処理されたい。

なお、昭和43年4月10日付けの企画室長名による事務連絡「請負工事変更設計の先行承認について」は昭和44年3月31日をもって廃止する。

(別紙)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2

建設大臣官房長から地方建設局長あて

標記について、東北地方建設局長から別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので了知するよう通知する。

(別紙1)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和44年3月22日 東建契44第132号

東北地方建設局長から建設大臣官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

(目的)

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計変更

工事請負標準契約書第15条及び第16条の規定により図面又は仕様書（土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

二 単価、工事量又は一式工事費の変更

設計変更に伴い、工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したために単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

三 新工種

設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（営繕工事（事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。）にあつては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

(契約変更の範囲)

- 3 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。
(注) 工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模に応じ適正に定めるものとする。
- 4 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。
- 5 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(土木工事に係る設計変更の手続き)

- 6 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行うものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行うことができるものとする。
- 7 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受けるものとする。

一 変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）又は4,000万円をこえるもの

二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

（営繕工事に係る設計変更の手続き）

8 営繕工事に係る設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行うものとする。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

9 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあつては請負代金額の25%）をこえるもの

（部分払）

10 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更がされるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

（入札者又は契約の相手方に対する説明）

11 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の相手方に対し契約条件を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

（この取扱いの実施時期）

12 この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事の請負契約を締結するものから実施するものとする。

(別紙2)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (回答)

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号
建設大臣官房長から東北地方建設局長あて

昭和44年3月22日付け東建契44第132号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要が生じないように措置されたい。

なお、工事には、その性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約があり、このため予期し得ない設計変更が発生するものと認められるので、このような原因による設計変更に伴う契約変更については、当分の間、照会のとおり処理することはやむを得ないものと了承する。ただし、照

会の9の取扱いについて、軽微な設計変更に伴うものであっても、出来高認定の留保期間が長期間に亘るため部分払にあたり請負者に著しく不利になると認められるものがあるときは、出来高認定の留保期間が長期に亘らないよう当該設計変更に伴う契約変更に伴う契約変更の手続きをとることとされたい。

(注) 7―一及び9の(注)ロを変更

〔 昭和62年6月29日 建設省東地厚発第38号
昭和62年7月 6日 建関契第520号 〕

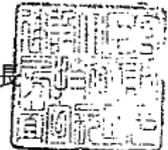
建設省厚契発第 30号
建設省技調発第145号
平成10年 6 月 30日

関東地方建設局企画部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長



建設大臣官房技術調査室長



「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号又は第31号の2により回答又は通知しているところであるが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。

記

「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。

国 営 計 第 2 4 号
平成14年5月30日

地方整備局等営繕部長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

条件明示について

国土交通省直轄の営繕工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省営計発第22号」（平成3年3月27日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年3月27日）建設省営計発第22号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年5月30日以降に入札する国土交通省直轄の営繕工事とする。

3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工程等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立なものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のため仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合又は電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入・搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資材等の搬入・搬出経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入・搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮設道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期